平成２７年１月９日

**給与制度の総合的見直しの実施に伴う退職手当の調整額**

**の引上げ等について（提案）**

**１　提案理由**

　　　給与制度の総合的見直しの実施に伴う国の退職手当の取り扱い変更に準じて、退職手当の調整額を次のとおりとする。

**２　提案内容**

○退職手当の調整額を次のとおり改定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 退職手当の調整額区分 | 改定前（月額） | 改定後（月額） |
| 第１号区分 | ６２，５００円 | ７８，７５０円 |
| 第２号区分 | ５４，１５０円 | ７０，４００円 |
| 第３号区分 | ５０，０００円 | ６５，０００円 |
| 第４号区分 | ４５，８５０円 | ５９，５５０円 |
| 第５号区分 | ４１，７００円 | ５４，１５０円 |
| 第６号区分 | ３３，３５０円 | ４３，３５０円 |
| 第７号区分 | ２５，０００円 | ３２，５００円 |
| 第８号区分 | ２０，８５０円 | ２７，１００円 |
| 第９号区分〔※〕 | １６，７００円 | ２１，７００円 |
| 第10号区分 | ０円 | ０円 |

〔※〕これまで第９号区分は勤続24年以下の退職者には支給しないこととしていたが、他の区分同様支給の対象とする。

　○第９号区分の取り扱い変更に伴い、高等学校等教育職給料表１級のうち第9号区分の取り扱いを次のとおり改定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 退職手当の調整額区分 | 改定前 | 改定後 |
| 第９号区分 | 期末手当及び勤勉手当の職務段階別加算の割合が5/100の者 | 期末手当及び勤勉手当の職務段階別加算の割合が5/100の者（ただし、実習助手及び寄宿舎指導員に限る） |

**３　実施時期**

　　　平成２７年４月１日以降の退職者から適用

**４　協議期限**

　　　平成２７年２月６日